別表（第１条、第２条、第３条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 事業種目 | 事業実施主体 | 事　業　内　容 | 補助率 |
| 農業生産基盤整備事業 | 用排水施設、機械揚水施設の整備 | 土地改良区農業協同組合農事組合法人２名以上の農業者で組織する団体 | 用排水施設、機械揚水施設、暗きょ排水施設等の新設、改良、更新 | １００分の６５（１００分の５０） |
| ほ場整備 | 区画整理等 |
| 客土 | 客土等 |
| 農道整備 | 農道の新設、改良、舗装等 |
| 農用地等造成 | 農用地造成等 |
| 農業生産基盤整備用機械の設置 | 農業生産基盤の整備を行うために必要な機械の設置等 |
| 特認 | 市長が特に認めた事業 |
| 農業近代化推進事業 | 栽培管理施設の導入及び設置 | 農業協同組合農事組合法人３名以上の農業者で組織する団体個別経営体（ただし、国及び京都府の補助金等を活用できるものに限る。） | 農業機械の導入、農機具格納庫、育苗施設、かん水施設、温室管理施設、養液栽培施設、家畜ふん尿処理施設等の設置 | １００分の７０(１００分の８０) |
| 集出荷販売貯蔵施設の設置 | 集出荷所、販売所、貯蔵所、集乳所等の設置 |
| 処理加工施設の設置 | 穀物等乾燥調整施設、調製所、加工施設、畜産物処理施設等の設置 |
| 飼養管理施設の設置 | 畜舎、家畜用水施設、放牧施設、家畜管理所等の設置 |
| 特認 | 市長が特に認めた事業 |

注　農業生産基盤整備事業の括弧書きについては、生産緑地法第３条に基づく生産緑地地区に適用する。また、農業近代化推進事業の括弧書きについては、特定農山村法、山村振興法、過疎法対象地域及び隣接地域に適用する。